

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成30年10月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 危機管理総局
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 前年度指導していたにもかかわらず、証紙関係証拠書類の編さんについて、表紙の証紙収入金額等の記載誤りや、袋とじの割印をしていないものがあった。また、これについて自主検査で見過ごされていた。（危機管理課）</p> <p>イ 物品について 前年度指導していたにもかかわらず、廃棄した備品について、不用品決定伺兼廃棄処分伺書に払出手出納通知済の確認がされていなかった。備品一覧表に物品取扱員による物品の照合検査を行った旨の記載がなく、物品の照合検査が行われていないものがあった。また、これについて自主検査で見過ごされていた。（危機管理課）</p>	<p>ア 収入について 直ちに、記載誤りの修正と割印を行った。今後は、複数の職員により確認するとともに、自主検査時の確認を徹底する。</p> <p>イ 物品について 直ちに、不用品決定伺兼廃棄処分伺書における払出手出納通知済の確認並びに物品の照合検査及び照合検査を行った旨の記載を行った。今後は、自主検査時の確認を徹底し、物品の適正な管理に努める。</p>